

愛知県情報共有運用ガイドライン 令和7年9月改訂 変更比較表

1/15

ページ	記述内容	変更後	変更前	備考
1	第1章 はじめに	愛知県では、建設工事における生産性向上の取り組みの一つとして、情報共有システム（以下「システム」という）の活用を積極的に図っているところであるが、建設事業全体のさらなる生産性向上に取り組むため、委託業務におけるシステムの活用を開始する。<u>このため、本ガイドラインを改訂（令和7年9月）するものである。</u> 従来からの変更点は次のとおりである。 (1) 工事書類及び業務書類（以下「工事書類等」という）の電子提出 従来は紙により提出・確認していた工事書類（工事打合せ簿、段階確認報告書、施工状況把握報告書及び材料確認書等）及び業務書類（業務打合せ簿、打合せ記録簿及び身分証明書交付願等）を、システムを用いて提出・確認する。 (2) 電子提出した工事書類等の電子納品 電子提出した工事書類等は、電子納品の対象とし、<u>委託業務における報告書など契約図書や基準類で指定された場合等を除き、紙への印刷は行わない</u> (3) 電子納品における電子媒体（CD、DVD等）の廃止 <u>電子成果品について、工事ではシステムを用いてオンラインで納品することとし、委託業務では、保管管理システムへのオンライン電子納品による納品とする場合は、電子媒体の作成・提出は不要である</u>※。	愛知県では、建設工事における生産性向上の取り組みの一つとして、情報共有システム（以下「システム」という）の活用を開始する。<u>これによる</u>従来からの変更点は次のとおりである。 (1) 工事書類の電子提出 従来は紙により提出・確認していた工事書類（工事打合せ簿、段階確認報告書、施工状況把握報告書及び材料確認書等）を、システムを用いて提出・確認する。 (2) 電子提出した工事書類の電子納品 電子提出した工事書類は、電子納品の対象とし、紙への印刷は行わない。※ (3) 電子納品における電子媒体（CD、DVD等）の廃止 <u>電子納品はシステムを用いてオンラインで提出する。</u>電子媒体の作成・提出は不要である※。	委託業務の追加に伴う整合
1	1-1 本ガイドラインの目的	本ガイドラインは、愛知県が発注する工事 <u>及び委託業務</u> （以下「工事等」という）において、・・・	本ガイドラインは、愛知県が発注する工事において、・・・	委託業務の追加に伴う整合
1	1-2 本ガイドラインの取扱い	1 本ガイドラインは、工事等における	1 本ガイドラインは、工事における	記述(委託業務)を修正

愛知県情報共有運用ガイドライン 令和7年9月改訂 変更比較表

2/15

ページ	記述内容	変更後	変更前	備考
2	1-3 用語の定義 (4)	発注者と工事情報を相互に交換する立場にある現場代理人（現場責任者を含む）、 <u>管理技術者及び主任担当者</u> を主に指す。主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐、 <u>照査技術者</u> などの関係者も各種情報の共有が可能。	<u>本ガイドラインにおける受注者とは、</u> 発注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある現場代理人（現場責任者を含む）、管理技術者及び主任担当者を主に指す。主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐、照査技術者などの関係者も各種 <u>工事情報</u> の共有が可能。	表現の整合 記述(委託業務)を修正
2	1-3 用語の定義 (5)	受注者と各種情報を・・・	<u>本ガイドラインにおける発注者とは、</u> 受注者と各種 <u>工事情報</u> を・・・	表現の整合 記述(委託業務)を修正
2	1-3 用語の定義 (10)	<u>(10) 増員技術者</u> 「 <u>低入札価格調査制度</u> 」の低入札価格調査となる価格で契約がなされた場合の受注者の義務により増員された技術者のこと。	－	定義の追加
2	1-3 用語の定義 (11)	・・・工事書類等を閲覧・共有する必要がある者を指す。 受注者：・・・監理技術者、監理技術者補佐、 <u>管理技術者、照査技術者、担当技術者、増員技術者、主任担当者及び業務従事者</u> 発注者：・・・ なお、閲覧者がシステムの工事等に登録されても、初期設定では工事書類等の決裁経路（承認順序）に登録されないので、工事書類等の決裁経路（承認順序）に・・・	・・・工事書類等を閲覧・共有する必要がある者を指す。 受注者：・・・監理技術者 <u>及び</u> 、監理技術者補佐 発注者：・・・ なお、閲覧者がシステムの工事に登録されても、初期設定では工事書類の決裁経路（承認順序）に登録されないので、工事書類の決裁経路（承認順序）に入れる・・・	表現の整合 記述(委託業務)を修正
2	1-3 用語の定義 (12)	検査を行う職員のこと。	<u>工事</u> 検査を行う職員のこと。	表現の整合 記述(委託業務)を修正
2	1-3 用語の定義 (13)	標準仕様書等で・・・必要な工事打合簿及び業務打合簿等の伝達物及びその添付資料のこと。	<u>本ガイドラインにおける工事書類とは、</u> 標準仕様書等で・・・必要な工事打合せ簿や <u>業務打合簿</u> 等の伝達物及びその添付資料のこと。	表現の整合 記述(委託業務)を修正

愛知県情報共有運用ガイドライン 令和7年9月改訂 変更比較表

3/15

ページ	記述内容	変更後	変更前	備考
2	1-3 用語の定義 (14)	本ガイドラインの対象工事等で・・・	<u>本ガイドラインにおけるシステム運営者とは、本ガイドラインの対象工事等で・・・</u>	表現の整合 記述(委託業務)を修正
2	1-3 用語の定義 (15)	システム運営者が・・・	<u>本ガイドラインにおけるヘルプデスクとは、システム運営者が・・・</u>	表現の整合
3	1-4 受注者と発注者の協力 (1)	② 提出された工事書類等は速やかに・・・通知メールを受け取る設定とし、出勤日に1回以上システムへログインする等の対応を行うこと。 ③ 工事書類等は・・・	② 提出された工事書類は速やかに・・・通知メールを受け取る設定とする、出勤日に1回以上システムへログインする等の対応を行うこと。 ③ 工事書類は	記述(委託業務)を修正
3	1-4 受注者と発注者の協力 (2)	① 工事書類等の緊急度や優先度に応じて、・・・ ② ・・・建設プロセス全体の改善（ペーパーレス化の推進、施工写真等の共有による・・・	① 工事書類の緊急度や優先度に応じて、・・・ ② ・・・建設プロセス全体の改善（ペーパーレス化の推進、施工写真の共有による・・・	記述(委託業務)を修正
4	第2章	第2章 対象工事及び委託業務 システムを利用する工事等は「表2-1 情報共有システムの利用対象工事」「表2-2 情報共有システムの利用対象業務」のとおりとする。	第2章 対象工事 システムを利用する工事等は次のとおりとする。	記述(委託業務)を修正
4	表2-1 建築局	令和7年4月以降に契約する <u>全ての工事</u> ※1	令和7年4月以降に契約する <u>すべての工事</u> ※1 <u>令和7年3月までに契約する工事のうち、契約図書等で指定された工事</u>	記述を削除
4	表2-2	追加	—	表を追加
4	表2-2	※2 契約図書等で指定のない業務について、受注者がシステム利用を希望する場合は、契約後の事前協議において監督員との協議により対象とすることができる。	—	記述(委託業務)を修正

愛知県情報共有運用ガイドライン 令和7年9月改訂 変更比較表

4/15

ページ	記述内容	変更後	変更前	備考
5	第3章	第3章 情報共有システムを利用した工事等の実施方法 本章では、システムの実施方法を示す。	第3章 情報共有システムを利用した工事の実施方法 本章では、 <u>工事における</u> システムの実施方法を示す。	記述(委託業務)を修正
5	図3-1	図3-1 情報共有システム利用の流れ <u>(工事)</u>	図3-1 情報共有システム利用の流れ	記述を追加
6	図3-2	追加	—	図を追加
7	図3-3	追加	—	図を追加
8	3-2 契約図書における明示 (1)	(1) 契約図書にて対象工事等に指定する場合 発注者は、「表 2 1 情報共有システムの利用対象工事」「 <u>表 2-2 情報共有システムの利用対象業務</u> 」において対象工事等として・・・	(1) 契約図書にて対象工事に指定する場合 発注者は、「表 2 1 情報共有システムの利用対象工事」において対象工事として・・・	記述(委託業務)を修正
8	3-2 契約図書における明示 (1)	【特記仕様書等記載例②】を追加	—	記載例を追加
9	3-3 事前協議	契約締結後、システムの利用申込までに、「電子納品・情報共有 協議チェックシート」(図3-4及び図3-5、以下「チェックシート」という)の記載項目に・・・	<u>工事契約</u> の締結後、システムの利用申込までに、「電子納品・情報共有 協議チェックシート」(図3-2、以下「チェックシート」という)の記載項目に・・・	記述(委託業務)を修正

愛知県情報共有運用ガイドライン 令和7年9月改訂 変更比較表

5/15

ページ	記述内容	変更後	変更前	備考
9	3-3 事前協議 (1)	① 適用する電子納品の要領及びその対象 ・・・利用申込後、 <u>適用する電子納品要領</u> は変更できない・・・ ア ・・・ イ <u>完成検査（工事）又は完了検査（委託業務）</u> （以下「 <u>完成検査等</u> 」という）の方法を確認する。原則として「3-9 検査」に従うものとするが、・・・	① 適用する電子納品の要領及びその対象 ・・・利用申込後は変更できない・・・ ア ・・・ イ 完了検査の方法を確認する。原則として「3-9 <u>工事検査</u> 」に従うものとするが、・・・	記述を補足 記述を修正
9	3-3 事前協議 (1)	② 使用する帳票様式 ・・・帳票を使用できるため、内容に応じて・・・	② 使用する帳票様式 ・・・帳票を使用できるため、 <u>工事</u> 内容に応じて・・・	記述（委託業務）を修正
9	3-3 事前協議 表 3-1	標題を追加	—	標題を追加
9	3-3 事前協議 表 3-2	追加	—	表を追加
10	3-3 事前協議 表 3-3	標題を追加	—	標題を追加
10	3-3 事前協議 表 3-3	備考欄を追加	—	備考欄を追加
10	3-3 事前協議 (1)	④ 使用する電子データの制限 ア ・・・ イ <u>工事書類等</u> への添付資料は、・・・	④ 使用する電子データの制限 ア ・・・ イ <u>工事打合簿</u> への添付資料は、・・・	記述（委託業務）を修正

愛知県情報共有運用ガイドライン 令和7年9月改訂 変更比較表

6/15

ページ	記述内容	変更後	変更前	備考
10	3-3 事前協議 (2)	③ …… <u>工事では工事打合簿又は施工計画書、委託業務では業務打合簿又は業務計画書</u> に添付し提出する。	③ ……工事打合簿又は施工計画書に添付し提出する。	記述(委託業務)を修正
10	3-3 事前協議 【チェックシートの省略について】	……また、 <u>施工計画書又は業務計画書</u> に同様の内容を記載すれば、……	……また、施工計画書に同様の内容を記載すれば、……	記述(委託業務)を修正
11	図 3-4	図 3-4 電子納品及び情報共有 協議チェックシート <u>【工事】</u>	図 3-2 電子納品及び情報共有 協議チェックシート	標題を修正
11	協議チェックシート【工事】	4 電子納品適用範囲 □愛知県電子納品運用ガイドライン（令和 <u>7</u> 年 <u>9</u> 月）	4 電子納品適用範囲 □愛知県電子納品運用ガイドライン（令和 <u>6</u> 年 <u>12</u> 月）	改訂年月の整合
11	協議チェックシート【工事】	10 情報共有システムの利用 □ <u>文書管理</u> □掲示板 □スケジュール □その他	10 情報共有システムの利用 □ <u>共有書類</u> □スケジュール □ <u>連絡</u> □ <u>電子会議室</u> □ <u>電子掲示板</u> □その他	情報共有システムとの整合
12	図 3-5	追加	—	図を追加
13	3-4 情報共有システム利用の準備 (1)	① 本ガイドラインにおける対象工事等では、 <u>原則</u> 「あいち建設情報共有システム」……	① 本ガイドラインにおける対象工事では、「あいち建設情報共有システム」……	記述を修正

愛知県情報共有運用ガイドライン 令和7年9月改訂 変更比較表

7/15

ページ	記述内容	変更後	変更前	備考
13	3-4 情報共有システム利用の準備 (2)	① <u>工事及び発注者が指定する業務は、契約を締結すると、・・・（このメールは、建設工事及び設計・測量・建設コンサルタント等業務の・・・送付される）※1※2※3。</u> ② ・・・利用申込を行う※3。 ③ ・・・ ※1：・・・ ※2：・・・ ※3：<u>受注者が利用を希望する業務は、「3-3 事前協議」における監督員との協議を実施後、発注者がシステムへ契約情報を提供すると、受注者へ「利用に関するご案内」メールが送付される。</u>	① 工事契約を締結すると、・・・（このメールは、建設工事の・・・送付される）※1※2。 ② ・・・利用申込を行う。 ③ ・・・ ※1：・・・ ※2：・・・	記述(委託業務)を修正
13	3-4 情報共有システム利用の準備 (3)	① ・・・<u>監理技術者補佐、管理技術者、照査技術者、主任技術者等</u>）へ・・・ ② ・・・<u>工事書類等</u>の処理に・・・	① ・・・<u>監理技術者補佐等</u>）へ・・・ ② ・・・<u>工事書類</u>の処理に・・・	記述(委託業務)を修正
14	3-4 工事等の関係者の登録 (4)	① ・・・<u>次の工事等の関係者を</u>・・・ ② <u>受注者の現場代理人、主任（監理）技術者又は主任担当者（以下、「現場代理人等」という）は、</u>・・・ ※1：<u>工事書類等</u>としては、・・・	① ・・・<u>次の工事関係者を</u>・・・② <u>受注者の現場代理人又は主任（監理）技術者は、</u>・・・ ※1：<u>工事書類</u>としては、・・・	記述(委託業務)を修正
14	3-4 工事等の関係者の登録 (5)	<u>契約金額や工期（業務のときは履行期間。以下「工期等」という）の変更時、</u>・・・ また、<u>契約金額や工期等</u>の変更に・・・	契約金額や工期（業務のときは履行期間。以下「工期等」という）の変更時、 また、<u>契約金額や工期</u>の変更に・・・	記述(委託業務)を修正
14	3-4 工事等の関係者の登録 (6)	※1：<u>相手側関係者による工事書類等の承認前に発議者側が提出した</u>・・・	※1：<u>決裁完了前</u>に発議者が提出した	情報共有システムとの整合
15	3-5 工事書類等の処理	工事書類等の処理	工事書類の処理	記述(委託業務)を修正

愛知県情報共有運用ガイドライン 令和7年9月改訂 変更比較表

8/15

ページ	記述内容	変更後	変更前	備考
15	3-5-1 システムにより処理する書類	1 システムでは、監督員と現場代理人や<u>管理技術者等</u>の権限で・・・ 2 ・・・ システムにより処理できる工事書類等は、監督員と現場代理人や<u>管理技術者等</u>が有する・・・	1 システムでは、監督員と現場代理人の権限で・・・ 2 ・・・ システムにより処理できる工事書類は、監督員と現場代理人が有する・・・	記述(委託業務)を修正
15	3-5-2 事前打合せ	・・・ 工事書類等の内容によっては、・・・ ・・・工事書類等をシステムにて提出・・・	・・・ 工事書類の内容によっては、・・・ ・・・工事書類をシステムにて提出・・・	記述(委託業務)を修正
16	3-5-3 受注者による発議	受注者が工事打合簿及び業務打合簿等（以下、「<u>工事打合簿等</u>」という）を発議する・・・ ① 工事書類等の内容に応じて、・・・ ② ・・・ ③ ・・・工事打合簿等のシステム・・・ ④ 現場代理人等は・・・ ⑤ 工事打合簿等及び・・・利用する工事等はこの限りではない。	受注者が工事打合簿及び業務打合簿等（以下、「工事打合簿等」という）を発議する・・・ ① 工事書類等の内容に応じて、・・・ ② ・・・ ③ ・・・工事打合簿等のシステム・・・ ④ 現場代理人等は・・・ ⑤ 工事打合簿等及び・・・利用する工事等はこの限りではない。	記述(委託業務)を修正
16	3-5-3 受注者による発議 (1)	① 提出する工事書類等の・・・ ② ・・・を変更する。<u>なお、変更した場合は、押印欄設定について、発議前に確認する。</u>	① 提出する工事書類の・・・ ② ・・・を変更する。	記述(委託業務)を修正 情報共有システムとの整合

愛知県情報共有運用ガイドライン 令和7年9月改訂 変更比較表

9/15

ページ	記述内容	変更後	変更前	備考
16	3-5-3 受注者による発議 (3)	① 添付資料を紙資料とできる場合 ア イのまま提出してもよい。<u>なお、委託業務については、今後の利活用のため電子データでの入手を原則とする。</u> ウ ② 紙資料の提出方法 ア工事打合簿等を発議し、. . . .工事打合簿等との対照が. . . .（工事打合簿等の写し. . . . イ ウ工事打合簿等の決裁と. . . . エ現場代理人等が保管※し、工事又は業務完了時の. . . . ※. . . .工事又は業務完了時まで現場代理人等へ返却する。	① 添付資料を紙資料とできる場合 ア イのまま提出してもよい。 ウ ② 紙資料の提出方法 ア工事打合簿を発議し、. . . .工事打合簿との対照が. . . .（工事打合簿の写し. . . . イ ウ工事打合簿の決裁と. . . . エ現場代理人が保管※し、工事完了時の. . . . ※. . . .工事完了時まで現場代理人へ返却する。	記述(委託業務)を修正
17	3-5-3 受注者による発議 (4)	① 工事打合簿等の提出後、現場代理人等は. . . .確認する。工事打合簿等の優先度. . . . ② 工事打合簿等の. . . .現場代理人等は提出後の. . . .	① 工事打合簿の提出後、現場代理人は. . . .確認する。工事打合簿の優先度. . . . ② 工事打合簿の. . . .現場代理人は提出後の. . . .	記述(委託業務)を修正
17	3-5-3 受注者による発議 (5)	① 工事打合簿等及び. . . .含めない（表 3-4に例を示す）。. . . .ワンタイムパスワードを利用する工事等では、(5) で定める. . . . ②関係者リスト（表 3-5）等を作成. . . .完了時の工事書類等に紙資料として. . . .	① 工事打合簿及び. . . .含めない（表 3-1に例を示す）。. . . .ワンタイムパスワードを利用する工事では、(5) で定める. . . . ②関係者リスト（表 3-2）等を作成. . . .完了時の工事書類に紙資料として. . . .	記述(委託業務)を修正
18	3-5-3 受注者による発議 (6)	(6) 施工体制台帳の取扱い <u>（工事のみ）</u>	(6) 施工体制台帳の取扱い	記述(委託業務)を修正
18	3-5-3 受注者による発議 (7)	追加	—	項目を追加

愛知県情報共有運用ガイドライン 令和7年9月改訂 変更比較表

10/15

ページ	記述内容	変更後	変更前	備考
19	3-5-4 発注者による確認 (2)	専任監督員は、システムで工事書類等の・・・場合（上位の職位者、関連工事又は委託業務の監督員への合議等）は、・・・ ※1：・・・ ※2：システムの初期設定では、工事打合簿等には・・・システムで確認できるが、<u>システムの利用完了後は消去される。したがって、システムの利用完了後も・・・専任監督員が工事書類等を印刷機能により・・・なお、工事打合簿等に・・・システムの「承認順序」機能及び「押印欄設定」機能により設定を行うことができる。</u>	専任監督員は、システムで工事書類の・・・場合（上位の職位者、関連工事の監督員への合議等）は、・・・ ※1：・・・ ※2：システムの初期設定では、工事打合簿には・・・システムで確認できるが、<u>工事完了後は消去される。したがって、工事完了後も・・・専任監督員が工事書類を印刷機能により・・・なお、工事打合簿に・・・システムの「承認順序設定」を行う。</u>	記述(委託業務)を修正
19	3-5-4 発注者による確認 (3)	(3) 工事打合簿等の確認 ① 監督員は、工事書類等の・・・ ※1：・・・できるほか、<u>決裁参考資料を別途添付してもよい※2。</u> 「否決」・・・必要に応じてシステム「<u>決裁参考資料</u>」機能を活用し、指摘事項等・・・ 「差戻し」・・・必要に応じてシステム「<u>決裁参考資料</u>」機能を活用し、指摘事項等・・・ ※2：・・・利用してもよい。<u>なお、決裁参考資料は、成果品として電子納品できないので注意すること。</u> ②・・・ ③・・・ ④ 「飛び承認」した工事書類等について、・・・ ※・・・対象の工事書類等として取り扱われない。「飛び承認」された工事書類等は、・・・	(3) 工事打合簿の確認 ① 監督員は、工事書類の・・・ ※1：・・・できるほか、<u>参考書類を追加添付してもよい※2。</u> 「否決」・・・必要に応じて指摘事項等・・・ 「差戻し」・・・必要に応じて指摘事項等・・・ ※2：・・・利用してもよい。 ②・・・ ③・・・ ④ 「飛び承認」した工事書類について、・・・ ※・・・対象の工事書類として取り扱われない。「飛び承認」された工事書類は、・・・	記述(委託業務)を修正
21	3-5-5 発注者が発議する場合	発注者が工事打合簿等を発議する・・・	発注者が工事打合簿を発議する・・・	記述(委託業務)を修正

愛知県情報共有運用ガイドライン 令和7年9月改訂 変更比較表

11/15

ページ	記述内容	変更後	変更前	備考
21	3-5-6 特殊な工事書類等の処理方法	3-5-6 特殊な工事書類等の処理方法 工事書類等の発議、提出、決裁・・・	3-5-6 特殊な工事書類の処理方法 工事書類の発議、提出、決裁・・・	記述(委託業務)を修正
21	3-5-6 特殊な工事書類等の処理方法 (1)	県様式(土木)の段階確認報告書、施工状況把握報告書及び材料確認書は・・・	県様式(土木)の段階確認報告書、施工状況把握報告書及び材料確認報告書は・・・	仕様書との整合
22	3-5-6 特殊な工事書類等の処理方法 (2)	<u>全ての提出書類は、工事打合簿又は業務打合簿に添付</u> ・・・	<u>すべての提出書類は、工事打合簿に添付</u> ・・・	記述(委託業務)を修正
24	3-7 電子納品の実施	1 システムで処理した工事書類等は、・・・	1 システムで処理した工事書類は、・・・	記述(委託業務)を修正
24	3-7-1 情報共有システム利用時の電子納品対象物	システムの利用対象工事等では、「愛知県電子納品運用ガイドライン」の指定に・・・処理した工事書類等を電子納品の・・・	システムの利用対象では、「愛知県電子納品運用ガイドライン」の指定に・・・処理した工事書類を電子納品の・・・	記述(委託業務)を修正
24	3-7-1 情報共有システム利用時の電子納品対象物 ※1	・・・電子納品の対象範囲は、・・・	・・・電子納品の対象範囲及び適用する要領・基準名は、・・・	電子納品運用ガイドラインと整合 電子納品に関する記述に限定
24	3-7-1 情報共有システム利用時の電子納品対象物 ※2	① ・・・材料確認書を含む。 ② ・・・	① ・・・材料確認報告書を含む。 ② ・・・	仕様書との整合
25	3-7-1 情報共有システム利用時の電子納品対象物 ※4	② ・・・システムの「提出書類」機能ではなく、「 <u>電子納品</u> 」機能を用いて・・・	② ・・・システムの「 <u>書類の提出・決裁</u> 」機能ではなく、「 <u>納品物を作る</u> 」機能を用いて・・・	システムとの整合

愛知県情報共有運用ガイドライン 令和7年9月改訂 変更比較表

12/15

ページ	記述内容	変更後	変更前	備考
25	3-7-1 情報共有システム 利用時の電子納品対象物 ※7	追加	—	電子納品運用ガイドラ インと整合
25	3-7-1 情報共有システム 利用時の電子納品対象物 ※8	—	③ 営繕工事電子納品要領を適用する場合は、別納 品とする。	電子納品運用ガイドラ インと整合
26	3-7-1 情報共有システム 利用時の電子納品対象物 表 3-7	追加	—	表（委託業務）を追加
27	3-7-2 電子成果品の作成 （工事）	電子成果品の作成（ <u>工事のみ</u> ）	電子成果品の作成	標題を修正
27	3-7-3 電子成果品のエ ラーチェック（工事）	電子成果品のエラーチェック（ <u>工事のみ</u> ）	電子成果品のエラーチェック	標題を修正
27	3-7-4 電子成果品の提出	<u>(1) 工事</u> <u>① 受注者は、・・・</u> <u>② 発注者は、・・・</u> <u>③ 受注者は、・・・</u> <u>(2) 委託業務</u> <u>システムで処理した業務書類をダウンロードしたデー</u> <u>タ及びシステム外で作成した業務書類等のデータに</u> <u>て別途作成した電子成果品について、「愛知県電子</u> <u>納品運用ガイドライン」に従い、電子媒体又はオン</u> <u>ライン電子納品による納品とする。</u>	<u>(1) 受注者は、・・・</u> <u>(2) 発注者は、・・・</u> <u>(3) 受注者は、・・・</u>	記述（委託業務）を追加

愛知県情報共有運用ガイドライン 令和7年9月改訂 変更比較表

13/15

ページ	記述内容	変更後	変更前	備考
28	3-7-5 二重納品の禁止 ②	完成検査等を円滑に実施するため、・・・	完了検査を円滑に実施するため、・・・	記述を修正
29	3-8 その他の機能の利用	次の機能の利用は任意とするが、工事等の生産性向上につながる・・・ (1) 文書管理機能 工事等の関係者間で、・・・ (2) スケジュール機能 施工又は業務履行のスケジュールや・・・ (3) 掲示板機能 掲示板機能では、工事等ごとに掲示板を・・・	次の機能の利用は任意とするが、建設工事の生産性向上につながる・・・ (1) 文書管理機能 工事等の関係者間で、・・・ (2) スケジュール機能 施工のスケジュールや・・・ (3) 掲示板機能 掲示板機能では、工事毎に掲示板を・・・	記述(委託業務)を追加
30	3-9 検査	3-9 検査 当面の間、検査（中間検査及び完成検査等）時における・・・ (1) ・・・電子データ（完成検査等時は、・・・ (2) ・・・ (3) ・・・検査を担当する工事等のデータを・・・ (4) ・・・完了検査（委託業務）、完成検査（工事））に準拠する。	3-9 工事検査 当面の間、工事検査（中間検査及び完了検査）時における・・・ (1) ・・・電子データ（完了検査時は、・・・ (2) ・・・ (3) ・・・検査を担当する工事のデータを・・・ (4) ・・・完了検査））に準拠する。	記述を修正 記述(委託業務)を追加

愛知県情報共有運用ガイドライン 令和7年9月改訂 変更比較表

14/15

ページ	記述内容	変更後	変更前	備考
31	3-10 情報共有システムの利用完了	1 完成検査等後、専任監督員は電子成果品の「承認」操作後、システムの「利用完了」操作を行う。 2 システムの利用完了は、監督員による電子成果品の「承認」操作をすると、契約工期・・・ (1) 完成検査等において、・・・ (2) ・・・ (3) ・・・速やかに電子成果品の確認を行い、電子成果品に修補等の必要がない場合は、電子成果品の「承認」及びシステムの「利用完了」操作を行う。・・・提出される※1※3※4とともに、・・・ (4) システムの利用完了は、監督員による電子成果品の「承認」操作をしないと、システムの利用が完了しないため、契約工期終了日の翌月末までに「承認」操作を行うこと。	1 完了検査後、専任監督員はシステムの利用完了操作を行う。 2 システムの利用完了操作は、契約工期・・・ (1) 完了検査において、・・・ (2) ・・・ (3) ・・・速やかにシステムの利用完了操作を行う。・・・提出される※1※3とともに、・・・ (4) 利用完了操作は、契約工期終了日の翌月末に自動実行されるため注意すること。	記述を修正 情報共有システムとの整合
31	3-10 情報共有システムの利用完了 ※4	追加	—	記述(委託業務)を追加
32	第4章 積算上の取扱い	システムに要する費用の積算上の取扱いは「表 4-1 工事における積算上の取扱い」「表 4-2 委託業務における積算上の取扱い」のとおりである。	システム利用料の積算上の取扱いは次のとおりである。	記述(委託業務)を追加
32	第4章 積算上の取扱い 表 4-1	表示内容の整理	—	—
32	第4章 積算上の取扱い 表 4-2	追加	—	記述(委託業務)を追加

愛知県情報共有運用ガイドライン 令和7年9月改訂 変更比較表

ページ	記述内容	変更後	変更前	備考
33	5-2 データバックアップ体制	(1)・・・、工事施工中 <u>及び業務履行中</u> における・・・ (2)・・・ (3)・・・	(1)・・・、工事施工中における・・・ (2)・・・ (3)・・・	記述(委託業務)を追加
33	5-3 情報の機密保持	システム内の情報は、成果の引き渡しまでの間、・・・	システム内の情報は、 <u>工事</u> 成果の引き渡しまでの間、・・・	記述(委託業務)を修正